



消防からのお願い

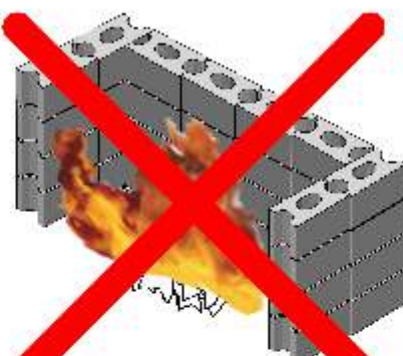


ゴミなどの廃棄物の 焼却処分は やめてください!!

毎年、全国で野火(林野)火災が多発しています。
過去にも深川地区消防組合管内でゴミ焼きの
拡大による火災が発生しています。



ドラム缶



自作焼却炉



野焼き

ゴミや庭木の枝葉、農作物の茎や葉などの廃棄物は、
きちんと分別して定められた方法で処理又は堆肥化する
ようにしてください。

安易に焼却処分をしないようお願いいたします。
詳しくは裏面をご覧ください。

ゴミを燃やしてはいけません

廃棄物(ゴミ)を焼却処分する際には処理基準を満たした施設で焼却することとなっており、いわゆる「野焼き」は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により禁止されています。特に悪質な場合は懲役・罰金に処される場合があります。

ドラム缶や土管またはブロックで造った自作焼却炉や、一般に市販されている家庭用焼却炉などは処理基準(下記の『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則』の一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造を参照)を満たさない物がほとんどですので、使用しないようにお願いします。

また、ワラなどの作物の茎や葉はできる限り堆肥化するなどの方法で処理していただき安易に焼却することのないようにお願いいたします。

ゴミ焼きにより発生する煙や悪臭は周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、有害物質発生の原因にもなります。

安心安全な食料を作る環境を守るためにも、勝手なゴミ焼きはしないようお願いします。

～関係法令等(一部抜粋)～

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』

第四章 雑則

(焼却禁止)

第十六条の二 何人も、次に掲げる場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

- 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準または特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 三 公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの。

第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

㋂ 省略

十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

- 一 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
- 二 煙突の先端から火炎又は日本工業規格 D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
- 三 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。(厚生省告示178号)

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』

第二章 一般廃棄物

第三条 第二号

イ 一般廃棄物を焼却処分する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則』

(一般廃棄物を焼却する焼却設備の構造)

第一条の七 令第三条第二号イの環境省令で定める構造は、次のとおりとする。

- 一 空気取り入れ口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- 二 燃焼に必要な空気の通風が行われるものであること。
- 三 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入できるものであること。
- 四 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次精錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次精錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。
- 五 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次精錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次精錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあっては、この限りでない。